令和2年度中小企業CO₂削減対策見える化支援業務委託公募プロポーザル実施要領 新旧対照表

修正前 修正後 1~2 (略) 1~2 (略) 3 (1) ~ (3) (略) $3(1) \sim (3)$ (略) (4) プレゼンテーション審査 令和2年 5月中下旬 (4)審査期間 令和2年 6月上旬まで (5)審査結果通知 令和2年 5月中下旬 (5)審查結果通知 令和2年 6月上旬 4~5 (略) 4~5 (略) 6 (1) ア (略) 6 (1) ア (略) イ 提出方法 持参又は郵送(書留による)とする イ 提出方法 原則郵送(書留による)とする ウ (略) ウ (略) (2)~(3)(略) $(2) \sim (3)$ (略) 7 (1) 審查方法 7 (1) 審查方法 委託先候補者の選定は、県が設置する「中小企業CO2削減対策見える化 委託先候補者の選定にあたっては、企画提案書等を提出した者が、県が 支援業務審査委員会」(以下「選定委員会」という。)において行う。審 設置する「中小企業CO。削減対策見える化支援業務審査委員会」(以下 「選定委員会」という。) においてプレゼンテーションを行い、選定委員 *** 査は企画提案書に基づき書面にて行い、選定委員会が提案内容を総合的に** 会が提案内容を総合的に評価し、評価が最も高かった提案者を委託先候補 評価し、評価が最も高かった提案者を委託先候補者として選定する。 者として選定する。 なお、企画提案書を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容 を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当 ただし、応募者多数の場合には書類で1次審査を行い、1次審査を通過 した者だけがプレゼンテーションを行うものとする。 該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。 また、書面による審査にあたって、以下のとおり選定委員会から企画提 なお、企画提案書を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容 案書提出者へ質問を行う場合がある。企画提案書の提出者は選定委員会か を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当 該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。 らの質問に回答するものとする。 (ア) 選定委員会からの質問期限 令和2年 5月27日(水) 17:00まで (イ) 質問への回答期限 令和2年 5月29日(金) 17:00まで (2) (略) (2) (略)

8 事業者の決定

企画提案書等を提出した者が審査委員会においてプレゼンテーションを行い、選定委員会審査結果を参考に、事業者を決定する。審査結果は応募者に対し書面により通知する。

9~11 (略)

8 事業者の決定

選定委員会による企画提案書の審査結果を参考に、事業者を決定する。審査 結果は応募者に対し書面により通知する。

9~11 (略)